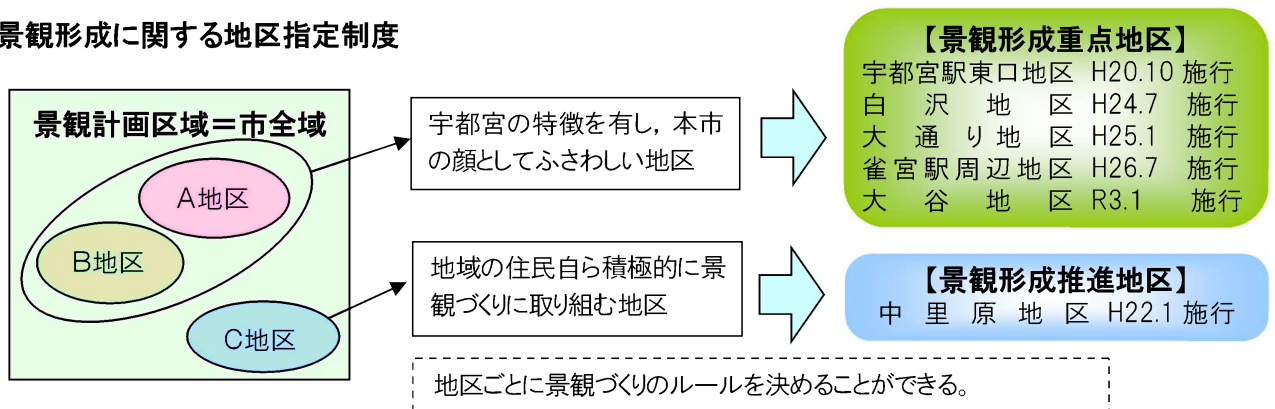


景観形成重点地区・景観重要公共施設の仕組み

1 景観形成重点地区の概要

景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針やルール(デザイン, 色彩, 緑化など)を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度です。

2 景観形成に関する地区指定制度



● 景観形成重点地区の特徴

- ① 全ての建築物等が届出対象となることで、きめ細かな景観形成が図れる。
- ② 不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、**変更命令**等を行うことができる。さらに、変更命令等に従わない場合には、**罰則**を適用することができるため、景観形成のルールの担保性が高まる。
- ③ 景観計画に適合する修景工事に対する**助成制度**がある。

3 景観重要公共施設の概要

公共施設のうち、景観形成重点地区などにおいて、地域の良好な景観形成に係り特に重要な要素となる公共施設について、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、整備に関する方針や占用許可の基準を定めることができる制度です。

● 景観重要公共施設の特徴

- ① 整備に関する事項が定められた場合には、その整備は景観計画に即して行われる必要がある。
- ② 占用等の許可の基準が定められた場合には、占用等を行う際、その基準に適合する必要がある。
- ③ 公共施設の管理者に同意を得る必要がある。

● 指定済の景観重要公共施設

- [宇都宮駅東口地区] 宇都宮駅東口駅前広場, 駅東口広場通り, 東西自由通路
 [大通り地区] 大通り